

労使協議会 議事録

1. 開催概要

日時: 2025年9月30日(火) 18:00~19:00

場所: 会議室

出席者:

○ 教員・医師組合: 神吉 佐智子(組合長)、谷口 高平(副組合長)、牧 泰史(会計副主任)、松村 英樹(会計監事)、森原 啓文(会計監事)

○ 法人: 小河 宏(局長)、藤永 孝(局次長)、前田 尚利(次長)、麻中 和昭(課長)、青山 亮太(担当補佐)

2. 議題

1. 9月16日に臨床系医師各位あてに送られたメール「**【重要】臨床系医師の兼業日数および労働時間に関する勤怠管理の適正運用について(周知)**」について説明を求めます。

臨床系医師における兼業日数および労働時間の勤怠管理について、一部で誤った運用が見られる事例を共有してください。

2. 国内出張時の都市圏での宿泊費用の引き上げについて(上限を設けた領収書ベースでの精算)ご検討ください。

3. 海外出張時、渡航費用の上昇と物価高騰と円安状況下での教員・医師の自己負担額が増えている状況について負担軽減についてご検討下さい。特に、燃油サーチャージ、空港使用税、渡航保険の実費精算をご検討下さい。

4. (継続審議) 医師用スクラブ等白衣以外の制服(自己で準備)の洗濯をお願いします。

3. 協議内容

1. 臨床系医師の兼業日数および労働時間に関する勤怠管理の適正運用について

2020年9月16日に臨床系医師に送付されたメール(「**【重要】臨床系医師の兼業日数および労働時間に関する勤怠管理の適正運用について(周知)**」)に関する説明と、誤った運用事例の共有が求められました。

誤った運用事例の共有

本来、兼業のある医師は、原則として 20 時 20 分まで勤務する必要がありますが、仕事がない場合は上長(診療課長)の許可があれば早く帰宅しても良いという取り決めがあります。しかし、このルールが誤って解釈されている事例が確認されました。

- **事例 1: 他の仕事の挿入** 1.5 日兼業をしているレジデントが、本来 20 時 20 分まで勤務すべきところ、16 時 50 分で帰宅できると考え、他の曜日(例:木曜日)の 18 時から外部の夜勤(バイト)を入れていた事例があります。これは、20 時 20 分までは他の仕事を入れてはならないという決まりに反します。
- **事例 2: 大幅な早退** 他の曜日は 16 時までには帰宅しているレジデントも存在しました。これは通常の所定労働時間(8 時半から 16 時 50 分)を考慮すると、ありえない間違った解釈であると指摘されました。

根本原因と対応策

こうした誤解は、原則としてのルールの理解不足、および病院側の周知が弱いことによるのではないかとされました。

- **周知の徹底:** 全ての医師に対し、原則としてのルールを再度理解してもらう必要があるとされました。
- **具体的事例の共有:** 建設的な改善のため、個人を特定しない形での事例報告(症例報告)のような具体的な内容を共有する要望が出ました。
- **レジデントの人員調整:** レジデントの人数が増加していること(昔 100 人程度→現在 180 人程度)、また、一部の診療科で人数が多く不公平感が出ていること、および研修の質や患者受け持ち数(シーリング)の観点から、人数の適正化(絞る)が必要であると認識されました。
- **研修医の宿日直違反:** 研修医が週 1 回や月 5 回の上限を超えて、7 回または 8 回の宿日直を行っているという違反状態が確認されており、指導が必要とされました。

2. 国内出張時の都市圏での宿泊費用の引き上げについて

若手医師にとって、学会出張などの費用負担が大きいことが問題視されました。

- 国内出張時の宿泊費の上限(全国一律 10,800 円)について、都市圏での実情に合わせて、例えば 15,000 円までの領収書ベースでの精算を認めるなど、上限の引き上げが検討されることとなりました。

3. 海外出張時の費用負担軽減について

渡航費用の高騰、物価高騰、円安状況により、教員や医師の自己負担額が増加している状況が挙げられました。

- 特に、渡航費用の現状の上限額(例:米国 15 万円)が実態に合っておらず、モチベーションの低下につながっていることが指摘されました。

- 具体的には、燃油サーチャージ、空港使用税(2,500 円～5,000 円)、渡航保険(約 4,000 円)について、実費精算を検討するよう求められました。
- これらの負担軽減は、学術的な成果や大学のプレゼンス向上につながると期待されています。

4. 選択制企業型 DC の商品ラインナップの追加をご検討下さい

選択制企業型 DC(確定拠出年金)のラインナップについて、低コストな商品(例: eMAXIS Slim オールカントリーや S&P 500 に対応するもの)の追加が求められました。

- **教育の必要性:** 説明会に参加したのが 3 人にとどまるなど、学習機会が不足しているため、Web で聞けるようにすることや、金融リテラシー向上のための情報提供が必要とされました。
- **加入対象者:** 運用期間が短いと考えられる 50 代でも、65 歳以降さらに 10 年間運用延長が可能であることなど、制度のメリットをより多くの学内関係者に周知し、加入者を増やすべきだとされました。

5. (継続審議) 医師用スクラブ等白衣以外の制服(自己で準備)の洗濯をお願いします

自己負担で購入した色付きのスクラブや白衣以外の制服について、院内での洗濯サービスの提供が要望されました。

- 現在、白い制服や白いズボンは洗濯されていますが、スクラブ(色付き)は洗ってもらえず、医療レベルでの洗濯ができない状態で自宅で洗っているため、リスク管理上の問題があると指摘されました。
- **解決策:** 大学側が指定するスクラブを医師が購入し、それを洗濯する仕組みを導入することで、衛生管理を徹底する案が提示されました。
- **関連問題:** 手術室の服の不適切使用(持ち出し)により、備品が減少し、追加購入費用が発生している現状についても言及されました。

その他の議論・要望事項

- **清掃・環境整備:**
 - 医局のロッカー室や総合当直室でのシーツ交換サービスが土日および年末年始に停止している。
 - 新しい病院になってから、土日祝日のゴミ回収も停止しており、ゴミが山積みになり、衛生環境が悪化している。病院側での契約内容の確認を求めることとなりました。
- **柔軟な働き方制度:** 2024 年 10 月からの育児・介護休業法 改正に伴う柔軟な働き方制度(時差勤務、短時間勤務、保育施設など 5 つのうち 3 つは既に導入済み)の意向調査を、育児中の労働者(特に 3 歳未満の子を持つ者)に対して実施し、制度の選択肢を周知していくことが確認されました(添付資料 p.4-6)。育児・介護休業法 改正に関して、10 月 1 日から改正される部分に関して、女性医師研究者支援センター発行のスマートニュースで周知する。

- **プラチナくるみんの取得:** 組合として、子育て世代の労働環境改善のため、法人として「プラチナくるみん」認証の取得を目指すべきだという提案があり、法人はプラチナくるみん取得が難しいためエルボシなら取得できる回答しました。組合としては団体交渉でも伝える予定であるとされました。
- **次回労使協議会:** 今後、毎月最終週の火曜日の 18 時から 19 時に開催される予定です(例: 10 月 28 日、11 月 25 日)。参加者が偏る時は、隔月 火と水曜日の交互開催も検討します。
- **団体交渉:** 11 月下旬ごろの開催が予定されています。組合の方で候補日程を決めることが求められました。

4. 決定事項

- 2, 3, 4, 5とその他の要求に対して、法人で検討すること。
- 育児・介護休業法 改正に関して、10 月 1 日から改正される部分に関して、女性医師研究者支援センター発行のスマートニュースで周知する。
- 団体交渉は 11 月下旬に開催する予定。

5. 次回開催予定

10 月 28 日 18:00~19:00

文責: 神吉佐智子

(Automemo S レコーディング + NotebookLM による要約を基に作成)